

安全就業基準

(目的)

第 1 条 この基準は、公益社団法人福生市シルバー人材センター（以下「センター」とい
う。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めること
を目的とする。

(会員の遵守義務)

第 2 条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防
止
に努めなければならない。

(安全心得)

第 3 条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければなら
ない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動き易いものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常に注意し、良好な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第 4 条 会員は、植木剪定・施設管理・清掃・除草・自転車管理等の作業に従事する場
合
は、別表 1 に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第 5 条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用すると
も
に必要な応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就
業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第 6 条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第 7 条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第 8 条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、必要がある場合は誘導等により事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第 9 条 会員は、器具類を使用する場合、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前後に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。

(健康管理)

第 10 条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心がけなければならない。

(報告義務)

第 11 条 会員は、仕事場との往復時や就業中に怪我をした時又は体に異常を感じたとき

は、直ちに共同作業中の者又は本人が事務局（事務所開設時間外はコールセンター）に連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

なお、本人は、センターの定める事故報告書を事務局に提出しなければならない。ただし、止むを得ない事情があるときはこの限りではない。

(その他)

第 12 条 会員は、この基準に定める以外に、センター等から指示があった場合には、そ

の指示に従い作業に従事しなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年3月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。